

2024年1月22日

沖縄防衛局長 伊藤晋哉 様

辺野古大浦湾の違法工事の即時中止を求める
(要請)

昨年9月21日、防衛局は大浦湾の4件の護岸工事等の「実施設計書」と称する文書を提出しました。これに対して県は、「変更申請が承認されていないため実施設計の協議には応じられない」と回答しています。

埋立承認書(2013年12月27日)には、「工事の実施設計について事前に県と協議を行うこと」等の留意事項が付されています。昨年3月16日の「是正指示」に関する福岡高裁那支部判決でも、「承認等の申請に対する審査の後に、実施設計を行う段階において、より詳細な審査又は協議が行われることが予定されている」と示されました。設計変更申請が代執行で承認されたとしても、その後の実施設計で、「より詳細な審査又は協議」を行わなければなりません。

また、大量の石材投下により海の汚濁が危惧されるため、当初の環境保全図書等では「石材の洗浄」が条件とされていました。当時の護岸工事の特記仕様(「シュワブ(H26)傾斜護岸新設工事」等)でも「石材の洗浄」が明記されていました。しかし、今回の海上ヤード工(「シュワブ(R5)C1新設工事」)の特記仕様書には、従来の工事にあった「石材の洗浄」の記載がありません。

さらに、代執行で承認された設計変更申請書の「4.設計の概要」には、A護岸工について、「地盤改良船を用いたサンドドレーン工法による地盤改良を行いつつ、杭打船による二重鋼管矢板の打設でA護岸を造成する」とされていますが、今回発注された「設計図書」には、A護岸部に地盤改良(サンドドレーン工法)の記載はありません。A護岸工の造成にあたってサンドドレーン工法による地盤改良を行わないのであれば、改めて設計変更申請を行わなければなりません。

よって、沖縄防衛局は沖縄県との事前協議を早急に行い、以下の4つの事項について、法令に基づいた行政手続きの徹底遵守を強く求めます。沖縄県民の民意に反する辺野古新基地建設・大浦湾での違法工事は即時中止すべきです。

記

- 1、沖縄県との実施設計の事前協議が終了するまで大浦湾の工事を中止すること
- 2、海上ヤード工事等で使用する石材の洗浄については環境保全図書に沿って徹底すること
- 3、A護岸造成は設計変更申請が必要である。再度の設計変更まで護岸造成を行わないこと
- 4、遺骨混じりの土砂が含まれる沖縄県南部地域について採取予定地から明確に除外すること

以上、

辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議
沖縄県選出野党国会議員団うりずんの会